

尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会開催要領

(目的)

第1 尾張東部構想区域の地域医療構想の達成及び愛知県外来医療計画を推進するため、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他関係者と協議等を行う場として、愛知県地域医療構想推進委員会開催要領第3第1項の規定に基づき、尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2 委員会は、尾張東部構想区域の地域医療構想の推進に関する事及び愛知県外来医療計画の推進に関する事について所掌する。

(組織)

第3 委員会の委員は別表に掲げる者とする。
2 委員会に委員長を置く。
3 委員長は、委員の互選により定める。

(調整部会)

第4 愛知県外来医療計画(令和2年3月策定)に定める外来医師多数区域に該当する場合においては、委員会に調整部会を置くことができる。
2 調整部会では、外来医療に係る医療提供体制に関する協議を行う。
3 調整部会の協議の結果については、次に開催される委員会に報告するものとする。

(運営等)

第5 委員会は、瀬戸保健所長が招集する。
2 委員長は、会務を総理する。
3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。
5 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の公開)

第6 委員会は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年3月28日愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項について議題とする場合又は委員会を公開することにより当該委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。
2 委員会の議事録及び資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、委員会の議事録及び資料のうちの当該部分は非公開とする。
3 委員会の議事録の内容については委員長の確認を得る。
4 委員会の議事録及び資料は5年間保存する。

(報告)

第7 委員会を開催したときは、瀬戸保健所長は、速やかにその結果を保健医療局長へ報告する。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、瀬戸保健所総務企画課が行う。

(会議の特例)

第9 瀬戸保健所長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、委員会に代えることができる。

2 委員は、第一項の可否の表明の際、署名、押印し出席に代えるものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、瀬戸保健所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

(一部改正)

平成30年8月1日

令和2年4月1日

令和2年6月19日

別表

瀬戸保健所管内各市町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町）

の代表

瀬戸旭医師会長

東名古屋医師会長

瀬戸歯科医師会長

尾張旭市歯科医師会長

愛豊歯科医師会長

瀬戸旭長久手薬剤師会長

日進東郷豊明薬剤師会長

病院協会代表（ただし、（一社）愛知県病院協会が尾張東部構想区域の委員会の構成員として認めた病院の代表）

医療保険者代表（ただし、愛知県保険者協議会が尾張東部構想区域の委員会の構成員として認めた医療保険者の代表）

看護協会代表（ただし、（公社）愛知県看護協会が尾張東部構想区域の委員会の構成員として認めた看護職員の代表）

慢性期や回復期等の医療機関の代表

その他瀬戸保健所長が適当と認める者